

平成26年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成26年12月9日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2412号

平成26年第12回定例会

日時 平成26年12月9日(火) 午後3時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	綱 川 智 久
委員長職務代理者	澤 孝一郎
委 員	永 山 幸 江
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	安 田 雅 俊
庶務課長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学務課長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	白 井 隆 司
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指導室長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2405号 第14回臨時会(平成26年8月22日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第92号 港区学校教育推進計画(素案)について
- 2 議案第93号 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 3 議案第94号 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 4 議案第95号 港区立図書館サービス推進計画(素案)について
- 5 議案第96号 港区子ども読書活動推進計画(素案)について
- 6 議案第97号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第98号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

- 8 議案第99号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第100号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第101号 副校長の復職について（秘密会）
- 11 議案第102号 港区立幼稚園教育職員の人事について（秘密会）

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正の概要について
- 2 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について
- 3 平成26年第4回港区議会定例会の質問について
- 4 幼稚園保護者への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について
- 5 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について
- 6 平成27年度以降の箱根ニコニコ高原学園の児童受入れについて
- 7 平成27年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 8 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 9 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 11 生涯学習推進課の1月事業予定について
- 12 図書館・郷土資料館の11月行事实績について
- 13 図書館の11月分利用実績について
- 14 図書館・郷土資料館の1月行事予定について
- 15 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について
- 16 平成27年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 17 1月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 ただいまから平成26年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは日程に入ります。

本日の署名委員は小池教育長にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2405号 第14回臨時会（平成26年8月22日開催）

○綱川委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成26年8月22日開催の第2405号第14回臨時会の会議録につきましては、承認ということよろしいですか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第92号 港区学校教育推進計画（素案）について

○綱川委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。議案第92号「港区学校教育推進計画（素案）について」教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第92号港区学校教育推進計画（素案）につきまして、教育委員会資料No.1によりご説明申し上げます。

資料につきましては、港区学校教育推進計画（素案）の概要、素案の本文、港区教育ビジョン及び各個別計画の策定改定スケジュール、3点でございます。

初めに、各個別計画の策定改定スケジュールをご覧ください。

各個別計画につきましては、6月10日の第6回港区教育委員会でご説明いたしました策定方針に基づきまして改定してまいりました。策定改定に当たりましては、関係課で構成した部会や学識経験者、公募区民で構成した分科会、全庁的な関係課で構成する幹事会、区長を本部長とする推進本部会議を経て、10月30日の教育委員会に素案を報告させていただきました。

素案の報告におきまして、教育委員の皆様からいただいたご意見を反映し、11月17日の庁議を経て、本日の教育委員会で素案をご審議いただくものでございます。

今後の予定ですけれども、12月中旬に区民文教常任委員会で素案を報告いたします。12月21日の広報みなどに掲載後、パブリックコメントは12月21日から1月20日までの1カ月間となります。その間に地区ごとに区民説明会を行います。いただいたご意見をもとに、各分科会、部会、幹事会推進本部で検討をいたしまして、3月上旬開催の教育委員会で各個別計画のご審議をい

ただく予定としております。

続きまして、各個別計画の全体構成につきまして簡単にご説明させていただきたいと思ひます。学校教育推進計画（素案）の概要をご覧ください。こちらの掲載の素案の概要で構成をご説明したいと思ひます。

5つの個別計画は今後10年間の港区の教育の根幹となる基本理念や目指す人間像、基本的方向性を示した港区教育ビジョンを踏まえまして、6年間の計画期間における具体的な取り組みを推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。個別計画は統一した4章立ての構成といたしました。

第1章は、計画の策定に当たりまして前提となる国や都の状況、港区のこれまでの先進的な取り組みや最新の状況を記載いたしました。また港区教育ビジョンの基本理念「すべての人の学びを支えつなぎ生かす」に基づく新たな試案を加えた計画の目的と策定の方向性を定めました。

各計画とも港区基本構想や港区基本計画との関係部署が策定する個別計画との整合性を図りまして、具体的な取り組みを平成27年度から32年度までの6年計画で進め、中間年に当たる平成29年度に見直しを行います。

第2章は、各計画を推進する目標や施策を定めるために現状と課題を記載しております。現状と課題の抽出に当たりましては、事業実績を初め各計画に関するアンケート調査、港区人口推計などさまざまなデータをもとにしているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、今後の状況を取り入れた課題を設定いたしました。

第3章は、各計画は港区教育ビジョンと港区の現状と課題を踏まえ、今後6年間で実現に向けて取り組む根幹となる部分でございます。各計画では目指すべき姿を掲げ、その実現に向け現状と課題を踏まえた基本目標を設定し施策事業に努めております。また計画期間内に重点的に取り組むべき事業を重点事業と位置づけ、取り組みの年次計画、指標を明確にして、その実現に向けて着実に遂行いたします。

第4章につきましては、各計画に掲げる施策事業を着実に推進するための多様な主体との協働・連携による体制、役割を記載したほか、プラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルで施策を推進いたします。

それでは、学校教育推進計画につきまして、主な変更点を中心にご説明させていただきます。

恐れ入ります。素案の本文の2ページをご覧ください。概要版もあわせてご覧ください。概要版もあわせてご覧ください。

第1章の港区の状況ですけれども、港区の状況に最新の状況を反映いたしました。平成26年10月に国のいじめ防止対策推進法の公布・施行を受け、港区いじめ防止基本方針を定めた取り組みを記載してございます。

続きまして、第2章、11ページをご覧ください。こちらのほうに具体的な現状と課題に入る前に、港区学校教育の例として、これまでの先進的な取り組みを記載しております。主に国際理解教育や幼児期からの小中への一貫教育、小学校への民間警備員の配置や地区教育会議、学校の教育力

向上に向けた学校支援地域本部などの設置などを記載してございます。

第3章、31ページをご覧ください。31ページの下段になりますけれども、学校が今後6年間、計画を活用いたしまして学校経営を進めるための視点を3点記載させていただきました。

51ページをお開きください。

就学前教育の充実におきましては、港区が保幼小で活用できる小学校入学前教育カリキュラムにつきまして、ほかにはない独自の取り組みとして記載を充実させていただいております。

続きまして58ページから59ページをお開きください。

防災等の安全にかかわる教育の推進を新たな事業として記載させていただきました。地域防災訓練による知識・行動力の育成や交通安全、薬物乱用防止教育、ICT化の進展による情報教育、お金等の知識を身につける消費者教育、そういったものをこちらのほうに新たに事業として記載させていただきました。

体験学習の充実につきましては、箱根ニコニコ高原学園と新教育センターの体験学習センター機能を分けて記載しました。防災の記載については、安全安心のほうに記載させていただきました。

60ページをお開きください。

多様な主体との協働・連携でございます。地区協議会につきまして、地域との連携の視点で記述に厚みを持たせてございます。

続きまして62ページ、63ページをお開きください。

学校の指導力向上の重要な視点としまして、教員の指導力向上がございます。教員の指導力向上につきましては重点事項といたしました。また年次計画として、指導力の向上を目指す研修の実施を記載いたしました。また学びを支える教育環境の充実の視点から、学校支援地域本部の充実として新たに記載してございます。

続きまして64ページをお開きください。

安全・安心で魅力ある教育環境の整備では、幼稚園、小中学校の整備計画と、66ページにございます特定天井の耐震化対策の事業計画化事業を記載させていただきました。

主な学校教育の推進計画に係ります変更点につきましてご説明させていただきました。甚だ簡単ですが、学校教育推進計画（素案）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○**澤委員** 1ページ目の半ばあたりの、「国は、社会の変化に伴う教育を取り巻く危機的状況に対応するため」という表現は、何か、教育全体が危機的な状況にあるかのように感じてしまいます。いじめとか局部的なところで危機的な面があるということだと思うので、この表現だと誤解してしまうような気がします。

○**教育長** 第1期教育振興基本計画は、当初10年間の計画期間でしたが改定を早めました。第2期教育振興基本計画を見ますとそのときの考え方が述べられていますが、最初のところに我が国を取

り巻く危機的な状況があるという認識が書いてあります。そういう視点に立ってこの第2期計画をつくったという形に記載がなっています。

○澤委員 認識の違いといえばそうですが、愛国心やモラルという意味で危機的な状況の面があるかもしれないのですが、港区の教育全体をとれば、国際教育など順調に立ち上げている部分もあります。だから今教育長が言われたように、国レベルで危機的な状況ということを行っているのであれば、それとは少し違うのではないかと思います。それを反映してほしいと主張しているわけではなく、個人的な考えとしてこの場で発言させていただきました。

それからもう一つ、2ページ3行目に東京方式習熟度別ガイドラインを東京都が定めたとあります。特に中学校の場合には、習熟度別の教育は教育の基本になるところだろうと思っていますが、これはどんな内容ですか。港区でやっていることと何か違うところがあるのか、港区はそれにとってやっているのか教えてください。

○指導室長 澤委員がおっしゃったように、本区でも習熟度別の指導を実施しております。東京都では、学力の二極化等に対応するために、全都で進めるガイドラインを示して、習熟度別の指導が充実するように強化しているところでございます。

具体的には、例えば小学校4年生程度までの学力を、小学校6年生卒業時には達成できるよう「みんな満点プロジェクト」と言って、全員が満点がとれた上で中学校に送り出してあげようとする取組があります。学力が二極化していく状況の中、全ての子どもたちの学力をしっかりと引き上げた上で中学校に送り出すことをねらいとするものです。同様に今年度は中学校のほうでも数学と英語で概要が示されて、東京都が進めておりますので。習熟度別の指導をこのガイドラインに沿って進めることとなります。これは港区が進めていることと異なることをしてるのではなくて、港区が進めている枠組みの中にこういったガイドラインで示されている内容を組み入れて充実させることとなります。

○綱川委員長 習熟度別指導ガイドラインと書いてあります。習熟度別というのと少人数教育というのは混在していて、その中で港区では、この学習については習熟度別にするなど、港区の独自の指針はあるのですか。

○指導室長 少人数指導というのは習熟度別指導を含むものであると捉えてございます。習熟度別にするには当然1クラスの人数を習熟度に分けるわけですので、少人数指導の一つのやり方として習熟度別指導があるとお考えください。東京都は今、習熟度別の指導で少人数指導を行うようにという指導をしております。

具体的には、どの教科のどの学習で習熟度別指導、どの教科のどの学習のときに均等割の少人数指導をするのがいいのかというようなことの指針は特に港区では定めてございません。したがって、各学校がその教科や単元の特性に応じて使い分けます。

例えば中学校の理科の実験の授業などを習熟度別の指導をやるというのはなかなか難しい部分があります。少人数でしっかりと徹底させるという意味では、習熟度別としない場合もあります。先だって、御成門中学校の訪問の際も、少人数で単純分割して行っていました。明確にどの教科のど

の単元をこれは習熟度別を必ずやらなくてはいけないということは決まてございません。

○小島委員 一般的には同じクラスで2つに分けたり、少人数指導をやりますが、異なったクラスにまたがって分けて習熟度別指導をやっている場合は結構ありますか。

○指導室長 少人数習熟度別の指導については、2学級を3展開するというような、1学級の2展開ですと当然1つクラスですので同じ仲間ですけど、2学級を3展開するような場合は、当然その2学級の中の習熟度に応じた2クラスの、仮にA、B、Cとしますと、1組のAの子たちと2組のAの子たちが合わせてやりますので、学級の枠も取り払われて良好なものでございます。

○小島委員 それは現実には港区でも多く行われていますか。

○指導室長 はい、行われております。

○綱川委員長 この間、港南小学校に行ったときにも3クラス6展開とか5展開とか言ってらっしゃいましたけれども。

○小島委員 そうすると習熟度別指導と少人数指導とは必ずしも一致しなくてもいい場合が出てくるのかなということで聞きました。

○指導室長 実際に、例えば3学級を4展開するということになると、実際に少人数にならない場合があります。例えば3学級4展開の真ん中の2クラスが非常に人数が多くなってきています。仮に一番習熟度が低いクラスは当然少ない人数で行わなければいけないので、中位のクラスが必ずしも学級の人数よりも少なくならないケースもあるかもしれません。基本的にはそれがやはりどの子にも習熟度別授業が恩恵をこうむるような形で少人数で組めるよう、学校は努力して子どもたちの指導を展開していると捉えてございます。

○綱川委員長 計画の目的のところに書いてありますが、結局、少人数指導でやって少し習熟度別指導でやろうと最初に取りかかったときに、やはり区別をするということで、保護者の声に対応すると余りできないという話を聞いたことがあります。それは子どものためにやるということで徹底して、全体的に目標のレベルにしていくためにも、毅然たる態度でこの計画にきちんと書いておいていただいたほうがいいと思います。学校側もバイブル的にできるよう指導していただいたほうがいいかと思います。

○澤委員 もう一つ重要なことは、33ページにある基本目標4の学びを支える教育環境の充実の中で、学校支援地域本部の活用とありますが、生涯学習推進計画でも学校支援地域本部ということをやっています。学校教育推進計画にもあるということは、体制として生涯学習推進課だけのことではないと思いますが、いかがですか。

○教育政策担当課長 現在の学校支援地域本部の事業につきましては、生涯学習推進課の中に位置づけて、さまざまな地域の人材の活用に取り組みが始まったところだと認識しております。今後、教育センターも新たに暫定施設に移転するという中で、組織的なことにつきましても議論してまいります。

○澤委員 教育委員会として本当に学校を支援する地域のいろいろなエネルギーやポテンシャルを活用するのであれば、体制を考えていく必要があると思います。そのためには、もう少し包括的な

組織というか体制に持っていく必要がある。それは、教育委員会がどれだけ学校支援地域本部に力を入れるかというスタンスにもよるので、その辺の議論も今後していかななくてはならないと思います。生涯学習の一環としてやっているかのような錯覚を起こさせてしまう気がします。その辺、また話をさせていただければと思います。

○**教育次長** おっしゃることは本当に我々も切実に感じております。平成28年の初頭から教育センターを暫定で、今の三光小学校に移転をさせたときに、学校支援地域本部も指導室系の組織を目指したいと私どもは今議論をしているところです。正確なところはまたこちらにご報告差し上げますが、まずは生涯学習系の人材をストックするという意味で立ち上げました。平成27年度は学校に展開することを試みていきます。ここまでが生涯学習推進課の役割だろうと思います。その先は学校マターの組織がやるべきだと思っております。

○**澤委員** これは国レベルでもかつていろいろ補助金を出したりしていましたが、実情はごく例外を除くと、何かすごくお寒いようなことにしかたないような気がします。港区の教育委員会としては、港区にあるいろいろなポテンシャルの高い人材などを有効に教育の中に活用するということが本当にうまくできれば、港区ならではの教育につながっていくと思います。

○**生涯学習推進課長** 学校支援地域本部を立ち上げてセンター式ということで教科に特化しているような形で支援を始めております。その中では、やはり生涯学習推進課だけでなく、今現行、指導室の先生方等々、相談とか連携をしながら、事業も進めておりますので、そうしたところはやはり連携を強めて、濃く学校教育に入れるような形で事業を進めていきたいと思っております。

○**綱川委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第92号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**綱川委員長** はい、それでは議案第92号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第93号 港区生涯学習推進計画（素案）について

○**綱川委員長** 続きまして、次に、議案第93号「港区生涯学習推進計画（素案）について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○**生涯学習推進課長** それでは、議案第93号港区生涯学習推進計画（素案）についてご説明させていただきます。議案の資料ナンバー2をご覧ください。資料ナンバー2はA3版の概要と冊子の構成になっております。

まず、A3版の概要をご覧ください。紫色のものでございます。こちらのほうですが、構成としましては第1章、第2章、第3章、それからちょっと下になりますが第4章、計画の推進ということで、4章立ての構成になっております。この4章立ての構成は、ほかの計画と共通事項となっております。

今回、第1章、計画の改定にあたっては、10月30日に教育委員会でご報告させていただいたときからは変更はございません。

次に、変更のあった箇所について重点的に説明をさせていただきます。冊子のほうを今度はご覧いただけますでしょうか。今回、第1章は変更がございません。基本的に変更のないところですが、第2章でございます。

11ページから始まる現状と課題ですが、こちらのほうを前回の報告から修正をしております。以降12ページから始まる場所ですが、この第2章全てにわたってデータの引用と解説を詳しく述べる、文章表現については抽象的な表現を避け具体的な表現に改める。また、文章の中に現状と課題、現状の話と課題の話が混在しているような箇所もございました。そうした箇所を整理するなど、表現を全面的に第2章は見直しております。趣旨は変えていないのですが表現をわかりやすくなるような形で修正を施したところでございます。

次に、第3章でございます。第3章、こちらのほうは生涯学習の推進ということで、各施策をこちらの第3章として記載をしております。10月30日にご報告した以降、庁議の中でこの第3章に記載してある各所管課の事業についてご意見をいただきました。この置き方でいいのかどうかというところでご意見をいただいたところでございます。

具体的には、例えば42ページでございます。42ページに高齢期のところ、中段にございますチャレンジコミュニティ大学の記載がございます。こちらは前回のご報告ではなかったところですが、チャレンジコミュニティ大学は、ライフステージの中では高齢者向けではないのかというご意見もありましたので、こうしたところに再掲をするとともに修正を施しました。こうした意見もあったために再度、ここの記載している各所属に記載内容また対象がどういつているのかというところを改めて紹介をし、全て確認をし、置き直したところでございます。

庁議のご指摘のほかに、10月30日の教育委員会でご指摘をいただいた点も修正をさせていただきます。41ページでございます。41ページ、同じくライフステージの中でございますが、青年期の中で青少年対策地区委員会の活動支援ということで、前回のご報告では、みなとキャンプ村の事業しか載せていなかったところがありましたので、全般的な青少年対策地区委員会の活動を支援するというところで表記のほうを変えたものでございます。

あわせて55ページでございます。55ページ、こちらは生涯学習の計画の推進にあたって各主体の役割を、求められる役割をそれぞれ記載しているところでございますが、こちらのほうも55ページの上から2つ目、3つ目ですが、青少年委員、港区青少年対策地区委員会と、こちらのほうの記載も修正を加えたところでございます。

簡単ではございますが、前回のご報告から修正を施した点についてでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○澤委員 一区民の立場でいくと、生涯学習の大きな部分は図書館ではないかと思えます。計画には一言も図書館というのが入っていないですね。地域の人材を活かすというところは図書館サービ

ス計画でもありました。生涯学習と図書館というのは、区民の立場でいくとかなり密接な関係があるのだらうと思いますが、どこかに書いてあるのかもしれませんが、私が読んだ限りでは一言も書いてないと思いますが、これについてどう考えていますか。

○生涯学習推進課長 委員のご指摘のとおり、例えば14ページでございますが、14ページに生涯学習に関する、生涯学習情報一覧に掲載された生涯学習講座の内訳というところで、調べた結果でございますけども、やはり港区立の図書館がかなり事業をしているところがございます。

今回、生涯学習推進計画の中でこちらの図書館の事業に触れなかったというのは、今度は6ページに飛んでいただきたいと思いますが、6ページでございます。全体の計画の位置づけの中で今回、教育行政の個別計画ということで5本進めてまいります。その中で下の記載にございますが、生涯学習に関する施策について掲載をしまして、スポーツですとか図書館ですとか子ども読書に関する施策、それぞれの個別計画で定めるということで整理をさせていただいて、図書館には、触れないような形をとっているところです。

○澤委員 もう少し図書館との連携の視点もあってもいいかなと感じました。

○教育次長 6ページを生涯学習推進課長が説明しましたが、とてもテクニカルな書き方になっていて、本当は生涯学習というのはスポーツや図書館や子ども読書ですら包含する、広く言えば学校で学ぶ生涯学習もあるのだらうと思います。

この書きぶりは、今のご指摘を踏まえてそれなりに改めたいと思います。01 図書館というのはやはり重要な生涯学習の拠点ですので、図書館に特化した計画と生涯学習の計画を両方読んでくださいというよりは、一緒になっているほうが区民のためになるかもしれないし、私たちの指針になるかもしれないので、そこは重要なご指摘をいただいたので、解決すべき課題と位置づけさせていただきたいと思います。

○澤委員 ありがとうございます。

○永山委員 49ページに高輪地区限定で防災ボランティア育成事業とありますが、各地区でも防災に関してはいろいろなボランティア事業をやっていると思いますが、高輪地区に限定しているのは何か意味があるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 今回こちらのほうに記載の事業でございますが、各所属の個別計画ですとか支所ですとか支所の地区版計画ですとか、そういったところに事業として位置づけられて記載されている事業を記載するようにしてレベル感を統一しております。

例えば、起案をして実施しているような事業、細かな事業ですとか、そういったところもあるのですが、今回はレベル感を統一するために各個別計画、地区版計画で記載をしている事業を記載するような形で統一をするように取り扱いさせていただいております。

○小島委員 これは、各所属の取組と、各事業の紹介と、どちらを主にして記載しているのですか。

○生涯学習推進課長 こちらは各支所それから各所属の取り組みを記載するような形、施策として記載をする形にしております。ですから、高輪の地区版計画を見ますと、この防災ボランティア育成事業ということを地域事業として取り組んでいるという実情もありまして、こちらのほうに記載

をしてございます。

○澤委員 他の地域ではそういうのは上がってなかったということですか。

○生涯学習推進課長 実際に取り組んではいます。地区版で計画の中では位置づけられてなかった事業ですので今回は、計画計上事業ということで整理をしております。事業ベースで言うと実際に取り組んでいる事業もあると思うのですが。

○永山委員 重点だけ載せているということがどこかに書いてありますか。そうなると見た人はそれだけのように感じます。

○生涯学習推進課長 31ページに施策及び事業の一覧ということで記載の一覧を載せているのですが、その中で基本計画や各個別計画に掲載された事業を中心に展開していますということで、こちらのほうで一応線引きをさせていただいて掲載をするような形で整理させていただいたというところでございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは議案第93号港区生涯学習推進計画（素案）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○綱川委員長 それでは、議案第93号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第94号 港区スポーツ推進計画（素案）について

○綱川委員長 次に、議案第94号「港区スポーツ推進計画（素案）について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第94号港区スポーツ振興計画（素案）についてでございます。こちらのほう資料ナンバー3をご覧ください。資料ナンバー3は、先ほどと同じくA3版の概要とそれから冊子の構成になっております。

こちらのまず、A3版の素案概要をご覧ください。章立てとしましては、第1章、第2章、第1章の計画の改定、第2章の現状と課題、第3章の施策の推進、それから、左下にありますが計画の推進ということで推進体制と進行管理というこの4章立ての構成は、各教育の個別計画と同じ構成になっております。

今回、10月の教育委員会のご報告以降、変更のあった点についてご説明させていただきます。それでは、恐れ入ります。冊子のほうをご覧くださいませでしょうか。

冊子の4ページでございます。こちらのほうの中段でございます。前回ご報告した際は、お台場海浜公園のトライアスロンの会場のほかというような記載をしていたところですが、全ての競技を記載するように修正をかけてございます。トライアスロン、水泳のマラソン10キロ、パラリンピックのロードレース、トライアスロンの4種目を記載をするような修正を施しております。第1章の変更というのは以上でございます。

次に第2章でございます。第2章で、12ページをご覧くださいませでしょうか。前回の報告時

も話題となりました子どものスポーツでございます。港区の子どもの体力としてデータをみなと保健所から提供していただいた資料により肥満傾向のもの、栄養不良のものの判定状況を港区で作成した資料を前回の報告の際、記載をしておりました。

みなと保健所からいただいたデータを記載していたところですが、東京都の元データにつきまして、実際の人数を調べましたところ、実際の人数になりますと4人、5人、6人といたった人数となっているところがわかりました。港区全体の傾向を示す根拠としてはちょっと弱いと判断してこの記載を取りやめております。東京都の元データの各種数値を記載するとともに、肥満傾向、栄養不良といった分析は今回落とすような形にしてございます。課題の認識のほうに食育が大事だというような課題認識において、修正するような形で改めさせていただいているところでございます。

恐れ入ります21ページでございます。21ページ、こちらのほうは区のスポーツ施設での環境ですとか施策を現状と課題を分析するところですが、ここのところで新スポーツセンターの記載がございませんでしたので、新スポーツセンターの記載を中段に入れるようにしてございます。平成26年12月に新スポーツセンターが開設され、今後さらなる利用者数の増加が予想されるため、引き続きサービスの向上とともに安全安心な施設管理が求められますということで課題認識しております。

それから、次は第3章でございます。第3章につきましてはこちらのほうで、特に庁議の中でご意見をいただいたのが62ページでございます。62ページ、総合支所との連携でございますが、こちらのほうが赤坂地区総合支所、芝浦港南地区総合支所の取り組み例が記載をされているところですが、ほかの支所にはこういったスポーツ関係の事業がないのかというようなご指摘をいただいたところで、再度、各支所に照会をかけて確認をとったところですが、やはりこの赤坂地区と芝浦港南地区がスポーツということで事業をされているというところでしたので、こちらに赤坂地区と芝浦港南地区の記載になっております。

簡単ではございますが、以上が10月のご報告させていただいたときからの変更点になってございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

62ページで総合支所との連携ということが書いてありますが、生涯学習推進課として、今まで総合支所と積極的に何か連携してやってきているのか、それともこれはたまたま総合支所がやっていた事業がスポーツに関連していたのか、どちらですか。

○生涯学習推進課長 こちらのほうで3つの事業が、総合支所との事業が具体的に載っているところですが、一番下の芝浦港南地区総合支所の水辺フェスタについては、総合支所の地域事業としてずっと積み重ねられてきている事業でございます。ほかの2事業につきましては赤坂地区総合支所の事業、それから芝浦港南地区総合支所の事業につきましては、赤坂地区におきましては、生涯学習推進課が財団法人日本ラグビーフットボール協会との連携の協定を結んでいるところの窓口でもあります、ラグビーフットボール協会との調整ですとか、赤坂地区総合支所につないだりして事業が進むような形で応援しているところでございます。赤坂地区におきましてはタグラグビー教室

を学校の中で取り入れているような事業がございます。

また、芝浦港南地区総合支所のお台場発おもてなし事業ですが、皆さんが取り組みを研究する際に、こちらのほうでオリンピック関係の講師ですとか、活躍されている選手ですとか、そういう方を紹介するような形で情報交換をして進めている状況でございます。これから、新規事業に立ち上がっている2事業につきましては、連携して取り組んでございます。

○綱川委員長 ここに書いてあるということは、積極的に生涯学習推進課が仕掛けてくることもあるということですね。それで新規でスポーツをやって、総合型地域スポーツ・文化クラブなどと連携したり、そういう展開を考えているということですね。

○生涯学習推進課長 総合型地域スポーツ・文化クラブにつきましても、総合支所での連携ですとか、記載をしてございますので、そういったところも総合支所と連携することを考えてございます。

○澤委員 若い時だけでなく、ある程度の年齢から先もスポーツというのはすごく区民にとって大事ですが、その場所というのはなかなか確保できない。学校施設の活用の推進は重要です。まだ活用する余地があるのですか。

○生涯学習推進課長 57ページに学校施設の活用推進ということで、校庭及び体育館の開放というところがあります。やはり学校は地域の拠点ですので、身近な地域の人たちがスポーツ活動の拠点の場として学校施設を利用していくというようなところを記載してございます。地域の皆様の活動の場ですので、皆様が定期的に利用している状況があります。ですから、新たな枠を生み出すというのはなかなかできないところですが、引き続いて皆様の定期的な活動の場を支えていくというようなところを意識したいところでございます。

またほかに、こちらのほう、全般的にこちらの基本目標の4のところはスポーツの場の確保ということで、スポーツ施設の整備充実をうたってございます。一番最初のところで区立の私どもが所管しているスポーツ施設を整備充実、環境をよくしていく、安全安心な安全管理をしていくというようなところを1番のところに重点として位置づけているところでございます。

このほかに、港区内で場の確保をしていくのがなかなか厳しいという状況もございます。そうした中で、今回、打開策といいますか、少し可能性を広げたいと考えているのが58ページでございます。58ページで、民間のスポーツ施設の活用をやはり進めていくところと、あと5番のところで区外のスポーツ施設の確保ということで、やはり区内において施設整備する難しい状況があるため、区外での確保に向けての調査を進める取り組みを今回上げさせていただいてございます。

○澤委員 スポーツというのが地域のコミュニケーションの核になっている面もあるので、ぜひとも区民の皆さんにそういう場を多く提供できるような努力をしていただけるとありがたいと思います。ありがとうございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第94号について採決に入りたいと思います。議案第94号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第94号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第95号 港区立図書館サービス推進計画（素案）について

○綱川委員長 次に、議案第95号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第95号港区立図書館サービス推進計画（素案）につきまして、教育委員会議案資料ナンバー4を使いましてご説明させていただきます。前回の当委員会への報告から変更になりました箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず本編の1ページをご覧ください。

今回、前回のご報告から図書館サービス推進計画につきましては、全般にわたり見直しをしました。特に言葉遣いと、それに五計画を統一する部分もございました。そういうご指摘もありましたので、全般的に見直しをして、直していない部分が少ないぐらいになってございます。

特に1ページの国や都の状況のところの1行目、日本の公立図書館は資料の収集を通じて、過去から現在にわたり知識や情報を公開することであるという中で、本計画の中に図書館の本質はという言葉が多く出てきておりました。図書館の本質は資料の収集だという言い方をしておりましたが、そうしますと、その後の事業展開の中で大きな矛盾が出てきますので、図書館の本質は資料の収集を通じて情報を公開するというように全般的な見直しをさせていただいております。

そういったものが出てくるところが実際の取り組み状況になりまして、36、37ページをご覧ください。37ページの上段のところの2—(1)—④、図書館の多様なサービスの向上、ここで滞在型図書館と言われるものの検討をしますという形になっておりますが、図書館で快適に過ごしていただくための定義づけとしてやはり情報公開、情報の提供という形の形態が滞在型だというふうな位置づけにしまして、この言い回しは大きく変えさせていただいております。

それを踏まえまして、先ほど申しました図書館の本質と書いてありました部分については、図書館の本質は資料の収集、情報の提供という形の2つを書くように全般的に直しております。

その他の本質はというところでございますが、36ページの2—(1)—①、資料の受取及び返却方法の拡充というところですが、このところはポストのことだけを書いてございましたが、資料の受け取りで連携施設。私どもも青山生涯学習館等で資料の受け取りができるというようなことも見まして、施設とも連携しておりますので、そういったことについてもここに記載するようにしました。

次の2—(1)—②、こちら開館日及び開館時間の拡大となっておりますが、ここには開館時間の拡大だけが載っておりましたが、現行の2次計画においても開館日の拡大についても検討することとなっていたところ、開館時間だけにした意味合いを問われたりしましたので、現行の計画と同じように開館日についても検討するという項目をつけさせていただきました。

続きまして38ページに参りまして、こちらはシステム関係になりますが、中段のところ、施策の(3)分かりやすい情報システムの整理で、2—(3)—①、図書館システムの更新というのは

追加をさせていただきました。現在の図書館システムが来年度から更新の時期に入りますのでその旨を入れて、2—(3)—②のところで更新に合わせてわかりやすいシステムを導入しますという形で、システムの更新を計画上に入れさせていただきました。

そのほかですが、連携施設についても書きかえた部分が多くあります。例えば41ページ、3—(2)—⑦、先ほど出ていました生涯学習との連携のところで私どものほうは、学校支援地域本部との連携という項目を入れさせていただきました。学校支援地域本部は、ただ、ボランティアの登録をしますという形にしていたのですが、事業として実施するだけの技術力がないと学校支援地域本部で取り上げていただくことが難しいという話も生涯学習推進課から聞きましたので、そういう登録ができるようにボランティアの技能向上を図りますと。当然私どもの司書ですとか文化財系の学芸員などはそういうレベルにあるのですが、ボランティアさんもそういうレベルに達するようにボランティアの育成等に励んでいく形を表現してございます。

連携施設としましては、43ページのところの4—(1)—③、一番下の段のところに、同じ課の中で別書きするのも変ではございますが、郷土資料館との連携の充実をここに記載させていただきました。その中に、平成29年度に開設が予定されます新郷土資料館とも連携を図っていくという項目をつけ加えさせていただきました。

続きまして44ページに参りまして4—(1)—④、私どものほうは文化財係がミュージアムネットワークの事務局もやっていますので、図書館としてもそのネットワークを利用して事業展開を図っていききたいということと、今年度取り組みました大使館との連携を4—(1)—⑤で記載をさせていただきました。

先ほど出ていましたが、ボランティアのお話、これは下の段、4—(2)—②の区民ボランティアによる講座の実施。これは、新規に入れてございますが、区民の方の中でも知識や能力を持った方が大勢いらっしゃるということで、その方たちが一番求めているのは、それを生かす場ということですので、図書館を会場とした講座や講演会、セミナーなどを図書館が企画して場所を提供するというようなことを入れました。

4—(2)—③、ボランティアの育成、私どものほうで現在使っていますボランティアは、読み聞かせボランティアと音訳ボランティアですが、その育成等についても記載しているところでございます。

48ページのところ、ここは施設整備のところのお話が出てきますが、三田図書館とみなと図書館については分離をいたしました。三田図書館については芝五丁目に移転が決まっておりますので、その計画を載せてございます。みなと図書館については、今後みなと図書館等の動向も踏まえながら検討を進めていくということで整備方針を定めるという表現を入れさせていただいております。

以上、大きく変わった点を中心にご紹介させていただきました。簡単ですがご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

○澤委員 10ページの図2貸出数の推移で、平成22年度から、おそらく住民は増えているにもかかわらず、貸出数は減っている。時々赤坂図書館に行きますが、平日はデスクがほとんど常いっぱいだから、利用者は増えているのではないかと思います。課長が言われているように図書館に対する期待が少し変わってきていて、借りるというよりもインターネットを利用して自分で情報を検索することを通して、そこで学習するような場所という位置づけも結構増えてきている。それに対応するというはとても大事なことだなという印象を持ちました。利用者は減っていますか。

○図書・文化財課長 なかなか図書館の分析は難しいところがございます、平成25年度まで今出ていますが、平成26年度になりますと今度は麻布図書館の利用者数が入ってくるので貸し出し数、利用者数ともはね上がるということはわかっています。このところで麻布図書館がサービスセンターになっていた期間等もありますので、なかなか一概に利用者が全体的に減っているのかというようなことは難しいですが、来館者数は実は下がってきているのは事実でございます。ですから貸し出し数が例えば伸び悩んでいるので、貸し出し数を増やそうとすると、いろいろ調査をしたりしているのですが、貸し出し冊数を増やすとまた何倍にもなってしまったりするということもありまして、なかなか今の状況、トレンドというのがつかみにくいのが図書館の情報です。

また、地方都市ではいろいろな機能を持たせた図書館ができて、図書館ブームのような形にもなっているので、そういうところから図書館利用者が増えていたりして、なかなかいろいろな資料を見ても図書館の利用者が増えているといたり、減っているというような状況です。来館者数は低廉傾向にあり、貸し出し数もそれに合わせて減ってきているのは事実でございます、ただ来年度は麻布の実績が入りますので増えたようにみえますが、このまま従来型の図書館ではいけないというふうには考えていまして、滞在型の検討を盛り込んだという形になってございます。

○綱川委員長 ちょっと勉強不足で申しわけないですが、調べもので図書館にいくと、資料が古いというイメージがいまだにあります。そうすると、インターネットで調べたほうが良いと思うことがありますが、更新の年月というのはだんだん長くなっていますか。

○図書・文化財課長 今、本の廃棄を5年サイクルでやっております。新しい本のほうが人気があったりしてなかなか借りられないと。人気がある旅行ガイドなども古いものを並べて棚が空にならないようにしているというようなこともありまして、例えば2年とか3年、旅行ガイドは人気があるのでどんどん買ってはいるのですけれど、借りられる頻度も高いとそういうことになります。

お話のとおり、今のインターネットの発展によりまして、図書館の資料がインターネットに比べて遅いというのは事実で、今回の中にも図書館でインターネットが見られるとか、持ち込んだパソコンを使えるための施設についても提案をさせていただいて、図書資料だけではなくて、そういった利用の仕方についても提案をしていこうと考えてございます。

○澤委員 区立図書館というのは、区民にとって非常に重要場所なので、ぜひとも、いろいろな意味で充実させていただきたい。

○綱川委員長 図書館は、本を借りに行くというより学習室というイメージがある。だから、滞在時間が長くていつ行っても席がないとか、10時まで行かないともう座れない感じが昔はありまし

た。

○**図書・文化財課長** 先ほどありましたように新三田図書館については、芝五丁目複合施設に移転改築が決まりました。おっしゃるように閲覧席や学習室などについても、新三田図書館のほうにはその設置についてを検討していかなければならないと考えてございます。先ほど言った滞在型図書館という中には、さまざまな学習室をつけた図書館を滞在型と言ったり、カフェをつけたものを滞在型と言ったり、閲覧席を大きくしたり、ゆったりソファを置いたのを滞在型と言ったりして、なかなか定義がないということなので、新たな手法を導入していかないと、図書館の来館者数等については、減員になってくるのではないかと考えてございます。

○**綱川委員長** 自宅の近くの図書館の場合は、図書館の本で調べたい人が学習している人のために入れなかつたりすることがよくあったので、そのことも考えて、閲覧用の部屋と学習室を別にするとか、どういうニーズに対応するのかをこれからの図書館のサービス推進計画の中で考えていかないといけないというところが強いのではないかなと思います。

よろしいですか。それでは、議案第95号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**綱川委員長** それでは、議案第95号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第96号 港区子ども読書活動推進計画（素案）について

○**綱川委員長** 次に、議案第96号「港区子ども読書活動推進計画（素案）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** 議案第96号港区子ども読書活動推進計画（素案）につきまして、議案資料ナンバー5を使いましてご説明させていただきます。概要版がつけてありますが、こちらのほうについても本編を使いまして、改正箇所につきまして説明させていただきます。

子ども読書活動推進計画についても全般的な見直しを行いました。一番指摘を受けましたのが、この計画上の文言が話し言葉になっている部分が多々ございまして、話し言葉になっている部分については全面的に見直すようにご指摘いただいていたので、こちらの計画についても直していないところのほうが少ないぐらいのものになってございます。

ただ、2ページを開いていただきまして、改正学校図書館法への対応についてというところが記載してございますが、こちらにつきましては、国の検討結果を踏まえて新規で検討していくものとしまして、ここの文言は変えてございません。本編中については、学校司書という言葉についてはあえて入れずに、現行のリーディングアドバイザースタッフという表現を使っています。学校司書の問題につきましては、こちらに書いてありますように、国の検討結果を踏まえまして、学校司書の設置が決まりましたら、3年後の見直しの中で学校司書についても入れていくこととしてございます。ここの部分については変更してございません。他の部分については変わりました。

変更箇所についてご説明をさせていただきます。特に取組の内容について大きく入れかえたところ

ろなどがございます。例えば39ページでございますけれども、私どもで昨年、今年と取り組んでまいりましたみなと子ども読書まつりが計画上載ってないというご指摘をいただいたので、みなと子ども読書まつりについては、引き続き計画して実施していく予定としてございますので、重点事業として記載をさせていただきました。

次の41ページ、調べ学習の支援・促進、こちらについても、子ども読書活動推進の中では大きな役割を果たしてございますので、こちらについても重点事業とさせていただきました。

あと、47ページのところで、前回ご指摘を一番いただいていた学校図書館支援センターのところは、51(2)②、学校図書館支援センターの設置に向けたというのを記載してございましたが、学校図書館支援センターという特別の名称を使わずに学校図書館支援等の強化という形で大きなくりにしまして、その目的として学校図書館支援センターの設置を目指すという形の書き込みに変えさせていただきました。取り組み内容としましては、来年度、他自治体の調査、設置に向けた検討会の設置等についても少し具体的な表現を入れさせていただきました。

子ども読書のほうにつきましては、既に取り組んでいる内容が大分ありまして、それを追っかけるような形のものも多いのですが、あと、わかりづらかったというご指摘をいただいていたのが、戻りまして42ページの施策の(1)庁内体制の強化、41(1)の①、関係部署などとの連携強化ということで、先ほどもお話が出ていましたが、他の部署との連携はどうしていくのかというようなところで、子ども読書のほうでは、活動状況や取り組みの方向性、課題などを共有する検討会を設置したりということを計画上も織り込み、他の区の関係部署や施設との連携強化を図りますということで、ここについては明記したということが大きな変更点でございます。

簡単ではございますが、子ども読書活動推進計画の変更箇所を中心にご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○澤委員 2ページの改正学校図書館法への対応ということで、学校司書というのは当然リーディングアドバイザースタッフとは違うわけですね。今後、その辺はどうなっていくんですか。

○図書・文化財課長 今回の改正学校図書館法は、議員立法で成立したものでございまして、文科省がつくったものではないので、議員さんの考え方の部分が多々あるのですが、学校には司書教諭とリーディングアドバイザースタッフがいますが、司書教諭が忙しくて学校図書館をやれないので、学校司書という形でそのお手伝いをしている人がいる。学校司書という名前で置いている学校があるということで、それをきちっと明文化しましょうということになるのですが、その資格等については明確な基準が今もない状況です。

それで、リーディングアドバイザースタッフと学校司書が決定的に違うのは、現行のリーディングアドバイザースタッフが有償ボランティアであることで、議員立法の改正学校図書館法をつくった方たちの考え方では、学校司書は直接雇用という形をうたっていますので、有償ボランティアですとまずそこが大きく異なってしまいます。実際、問題となりますのが、学校図書館の運営を既に指定管理に任せている自治体もありますので、そうすると、指定管理者は直接雇用には当たらない

と思いますので、その辺が今回、さまざまなところを整理するという国の言い方になっているのだらうと思います。

今のところは、学校司書の設置については努力義務になっておりますので、設置を求めているものではありませんが、その部分についてもどうなるか課題として残っておりますので雇用関係と、それが現行のように努力義務のままでいくのかどうかについてが、今後の国の動きになってくると考えてございます。

○綱川委員長 学校司書の資格を明確化するという意味でもないわけですか。

○図書・文化財課長 現在の法律上では、司書については司書と司書補の資格しかありませんので、学校司書という資格はありません。そののところも、司書を取っていたからといって児童関係のものがやれるか、子どもの扱いができないと児童関係のものはできませんので、例えば幼稚園の先生は児童の教員免許も取って司書も持っているという方が多いですけども、司書だけ持っていて子どもの扱いができるか、子どもに教えられるかというところが課題としてあると思います。司書、司書補のほかにまた学校司書というような資格をつくるのかどうかについても、今明確化されておられません。

○綱川委員長 よろしいですか。

それでは、議案第96号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第96号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第97号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

7 議案第98号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

8 議案第99号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

9 議案第100号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第97号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第98号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第99号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第100号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、この4件については改正理由が共通しているため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第97号、98号、99号、100号の4つの議案でございます。

それぞれの議案とも、資料のほうは規則の改正案文新旧対照表、つづりの最後に改正理由と改正内容の概要となっている構成となっております。

4つの議案のうち、まず初めに、今回改正の発端となる議案をご説明をいたします。4点ございますが、3つ目の資料ナンバーの8の議案第99号港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則についての資料をご覧ください。99号でございます。資料ナンバー8でございます。3つ目です。

3つ目のこの資料のつづりの最後です。31ページをご覧ください。最後のページになります。改正理由です。こちらのほうですが、既に1年以上前になりますが、平成25年の3月に港区スポーツセンター条例で改正を済ませております利用時間の変更、在学者区分の設定についてで、今回、時期が到来しておるために規則の改正ということで今回ご審議をお願いするものでございます。

新スポーツセンターの開設に伴いまして、利用時間が現行午前9時から午後9時までですが、新施設では午前8時半から午後10時半まで時間を変更します。また、在住、在勤者の区分に加えて利用に在学者の区分を設置するものでございます。その手続と様式を規則で定めている旧様式を改めるものでございます。

スポーツセンターでは、施設の入退場システムを取り入れて登録のカードを変更しております。そのカードの様式、申請の様式を今回改めるものでございます。

施行日は新スポーツセンターの開設の日、平成26年12月22日となります。

続きまして11ページをご覧ください。同じ資料の11ページをご覧ください。新旧対照表でございます。新旧対照表で、こちらのほう現行と改正案ですが、登録の箇所、そして利用時間の箇所、それから利用の手続の箇所、次のページですが12ページで様式の変更、それから13ページですが附則で1で施行期日、2で経過措置として、既にある様式も修正して使用することができるようにする経過措置を設けてございます。

甚だ簡単ではございますが、議案第99号港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則についての説明は以上でございます。

続きまして、今度は資料ナンバーの7をご覧くださいませでしょうか。港区立運動場条例でございます。施行規則でございます。資料ナンバー7の議案第98号港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。このつづりの一番最後、27ページをご覧くださいませでしょうか。

27ページでございます。改正理由ですが、運動場におきましても、既に運動場条例で改正を済ませておりますが、在学者の利用の区分が加わったために、規則で定めている登録に係る様式を改めるものでございます。

続きまして、資料ナンバーの9をご覧ください。資料ナンバーの9の議案第100号でございます。資料ナンバーの9、議案第100号港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらのほうもつづりのほうの最後、15ページをご覧くださいませでしょうか。

15ページでございますが、改正の理由ですが、武道場におきましても、武道場条例で改正済みですが、在学者の利用の区分が加わるため、規則で定めている登録に係る様式を改めるものでございます。

続きまして、一番最初にあります資料です。資料ナンバーの6をご覧ください。

議案第97号港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。資料のつづりの一番最後、15ページをご覧ください。改正理由ですが、新スポーツセンターでは、施設の入退場システムを取り入れたことから、登録のカードを変更します。この変更によりまして、これまで同じスポーツセンターのカードを使用しておりました学校屋内プールについて今回様式を変更するものでございます。

スポーツセンターのカードは、チャージ機能などカードのコストがかかっております。学校屋内プールにつきましては、現行のカードを引き続いて使用できるように取り扱いを改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○**澤委員** 現在、学校の屋内プールを使用している人たちは新たに申請しなければいけないということですか。

○**生涯学習推進課長** 引き続き今使われているカードをお使いいただけます。また、今のカードをそのまま使うような形で。スポーツセンターという表記が入っておりましたが、その部分を消して現行使うような形でお使いいただけます。

○**小島委員** 新たに学校のプールを利用したいという人は、どういう申請をするのですか。

○**生涯学習推進課長** 今までと同じように学校屋内プールの窓口で申請をしていただきまして、カードを発行させていただくことになります。今まで使っているカードと同じカードを使用するのですが、港区スポーツセンターのところだけ消して使います。

○**綱川委員長** スポーツセンターの登録カードは新しくなるということですね。

○**生涯学習推進課長** はい。通常青色カードには、チャージ機能がついています。区内の65歳以上の方や障害者の方は、オレンジ色カードです。

○**小島委員** 在学者が利用可能になったのはなぜですか。

○**生涯学習推進課長** 既に条例で、スポーツセンターの指定管理に入る際に変えさせていただいたのですが、在学の団体の利用も多い状況が、また、希望も多い状況がございます。港区スポーツセンターの特に団体の利用の中では、夜間と休日はやはりいっぱいなのですが、平日の昼間が各部屋があいてるような状況なので、そうしたところで在学の団体の利用が可能になるようにということでもございました。そうした中で今回、在学を設定してございます。

○**小島委員** 在学者の団体の利用という意味ですか。

○**生涯学習推進課長** 団体と個人も含めてです。プールのご利用についても学生、区内の大学生ですとも利用できるような形にしました。

○**綱川委員長** 大学は何を基本に在学者として認めるのですか。キャンパスが2つ3つとかありますでしょう。

○**生涯学習推進課長** 所在で、そこに通われているというのを確認させていただいて、例えば東京

海洋大学ですと品川キャンパスと豊洲キャンパスがございますので、品川キャンパスに通われているというのを確認させていただきます。

○小島委員 どう利用料金が違うのですか。

○綱川委員長 区外一般利用者。

○小島委員 今まで、なぜ在学者の区分がなかったのですか。

○生涯学習推進課長 実はずっと課題ではあったのですが、一度登録をしますとそのまま無期限でカードを使用する状況がございました。それを今回、スポーツセンターの開設を機に改めたものでございます。

○綱川委員長 そうすると学生は有効期限があるのですか。

○生涯学習推進課長 区民の皆さんも3年ごとに更新をしています。

○生涯学習推進課長 在学者は更新時に在勤者になっているか区外になるかということです。3年ごとに更新をするような形で取り扱いを改めます。

○小島委員 事前に何を決めたから今回こういう後追いをするのか、もう一度教えていただけますか。

○生涯学習推進課長 今回この上位のルールといいますか条例がございます。スポーツセンター条例、運動場条例、武道場条例がございまして、そちらのほうは、平成25年3月に在勤者の区分を設定させていただきました。また、利用時間を変更させていただいたということで、既に新しいスポーツセンターができたときはこういう形で運営させていただきますという条例改正をさせていただいたところでございます。細かな事務手続を定めている規則を、オープン間近になりましたので、改正させていただくという形になります。既に基本方針のほうは平成25年3月にご審議いただいているものです。

○永山委員 在学者はどの申請用紙ですか。

○生涯学習推進課長 資料ナンバーの8をご覧ください。資料ナンバーの8に港区スポーツセンターの条例施行規則ですが、5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページ、こちらのほうはスポーツ施設利用者登録申請書（個人）ということで、こちらの申請書をスポーツセンターにお持ちいただいて登録をしていただいて区分ごとにカードを発行させていただくようになります。

○永山委員 学校屋内プールを学生は利用できないのですか。

○生涯学習推進課長 学校屋内プールにつきましては、在学の区分というのはございません。

○小島委員 それはなぜですか。

○生涯学習推進課長 こちらのほうは、特にご利用の需要がない状況です。

○小島委員 需要がないというより近隣の人を優先してご利用いただきたいということで在学は入っていないということですか。

○綱川委員長 スポーツセンターを特にターゲットにおいたわけですね。

○生涯学習推進課長 今回はそうです。

○綱川委員長 基本的には、団体利用するところということですね。

○生涯学習推進課長 当初、改正を提案するきっかけは、団体利用から入っていったところがございます。それからスポーツセンターの個人の方も引き続いて在学者として利用できるというような形で改正してございます。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。この案件については1件ずつ採決したいと思います。

まず最初に、議案第97号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第97号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第98号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第98号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第99号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第99号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第100号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第100号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

10 議案第101号 副校長の復職について(秘密会)

11 議案第102号 港区立幼稚園教育職員の人事について(秘密会)

○綱川委員長 続きまして、議案第101号「副校長の復職について」、議案第102号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、この2件については人事案件のため秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、これから秘密会に入ります。

(秘密会)

第3 教育報告事項

1 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正の概要について

2 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○綱川委員長 それでは、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正の概要について」、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」、この2件については改正理由が共通しているため一括して説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○網川委員長 それでは庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー1の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について、また、関連いたします資料ナンバー2の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、その概要を一括でご説明いたします。

このたびの両規則の改正でございますが、港区職員の配偶者同行休業制度を新たに導入することに伴いまして、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例を一部改正する必要があるため、実施するものでございます。

配偶者同行休業制度でございますが、さきの教育委員会でご説明をしてございますが、有為な人材の確保を目的といたしまして、最長3年間配偶者の海外勤務等へ同行する場合、休業を認めるものでございまして、給与条例では勤務しないということから、給与を支給しないことと規定するとしてございます。

本規則では、期末手当と勤勉手当に関して規定してございまして、関係する部分について改正する予定としております。

初めに、期末手当に関して資料ナンバー1をご覧ください。改正する内容は4点でございます。

初めに、期末手当は、年3回支給してございまして、支給対象とする基準日は6月1日、12月1日、3月1日でございます。この時点で配偶者同行休業中の職員は支給対象外とするものでございます。

2点目でございます。本制度上、基準日前1カ月以内に退職した職員に対しましては、その間の勤務しない日数があればその日数に応じた割合で期末手当を支給するとしてございます。これにつきまして、退職日の時点で、配偶者同行休業中の職員は支給対象外といたします。

3点目でございます。基準日に育児休業を取得している職員につきましては、勤務しない期間としておりまして、産前産後休暇期間は支給対象としておりますけれども、配偶者同行休業の期間も支給対象にしないということでございます。

裏面にいきまして4点目です。期末手当の支給割合の決定に当たりましては、勤務しない日数の期間の1日を2分の1換算すると定めてございます。この勤務しない期間の1日を2分の1換算するという中に、配偶者同行休業の期間についても同様とするとしてございます。

次に、勤勉手当についての資料ナンバー2をご覧ください。

1点目は、勤勉手当は年2回支給しており、支給基準日は6月1日と12月1日でございます。基準日に休業中の職員は支給対象外といたします。

2点目、基準日前1カ月以内に退職した職員に対しては期末手当と同様に退職日に配偶者同行休業中の職員は支給対象外とするものでございます。

3点目でございます。基準日に育児休業中の職員は、育児休業期間を勤務しない期間とした割合で勤勉手当を支給してございますが、配偶者同行休業中の期間もありましたら、勤務しない期間として支給対象外とするものでございます。

4点目は、勤勉手当の支給割合は、勤務しない期間を1日はそのまま1日として換算しておりま

す。これについては、配偶者同行休業についても同様に1日と換算して勤務しないとするものでございます。

両規則の改正時期でございますが、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、現時点でまだ港区議会で議決されておりません。今後、議決されましたら速やかに規則を改正してまいります。施行期日は公布の日といたします。

説明は以上でございます。

○網川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○小島委員 この2つについて、一部改正の概要についてとなっておりますが、規則の一部改正としての審議案件でないのはなぜですか。

○庶務課長 区議会で議決され、配偶者同行休業の条例が新規に制定、また、給与条例が改正され、それを受けてから本来、一部改正の規則について、教育委員会でご審議いただきご決定いただくという手順になるのですが、現時点で大もとになる条例がまだ議決されていないということから、本日は改正する内容全体を概要としてご説明させていただいているものでございます。

○小島委員 概要と書いてあると、概要だけ説明して詳しくは説明してないみたいに思ってしまう。

○庶務課長 本来であれば議案から新旧対照表から、一通り全てそろえて規則の一部を改正する規則ということで教育委員会に議案として提出してご審議いただきますが、今、そこまで及ばないため、概要で説明させていただきました。

○永山委員 配偶者同行休業中に出産した場合は、その間は支給されるということですか。

○庶務課長 資料の1枚目の下の例が実際あるかもしれないのですが、配偶者同行休業中に妊娠した場合は、産前産後休暇を取得しますので、そうするとその期間は支給対象期間に入ってくるということでございます。その後、育児休業、これは海外にいたとしても、こちらの休業制度のほうが優先されるということで、一つの事例として出させていただいております。

○小島委員 産前産後休暇はどのくらいの期間でしたでしょうか。

○庶務課長 産前6週、産後8週、さらに前後どちらかに2週プラスすることができます。

○網川委員長 それではこの案件はよろしいでしょうか。

3 平成26年第4回港区議会定例会の質問について

○網川委員長 次に、「平成26年第4回港区議会定例会の質問について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 平成26年第4回港区議会定例会の教育委員会に関する質問につきましてご報告いたします。資料ナンバー3でございます。

区議会定例会は11月27日に招集されまして、27、28日の両日にわたり本会議が開催され、各会派から代表及び一般質問がございました。

教育長に対しましては、資料の1ページのとおり自民党議員団の二島豊司議員から、一人の声の阿部浩子議員まで5名の方の代表質問、2ページにいきますと、自民党議員団の鈴木たかや議員か

ら共産党の沖島えみ子議員まで3名の方の一般質問がございました。

それでは3ページ以降を使いまして、主な質問、教育長の答弁についてご説明します。

初めに、自民党議員団二島豊司議員でございます。新教育センターについてのご質問がございました。これに対しては、中断をしていたところでございますけれども、港区を含む関連地権者で地区計画の提案を行ったということでございます。それと教育委員会の中に本年11月、検討会を設置しまして、新教育センターの整備に向けてさまざまな準備に着手したとしてございます。今後、体験学習の展示ですとか学習プログラムの開設など、港区ならではの取り組みを進めていくとしてございます。

次、公明党議員団の林田議員につきましては、泉岳寺の文化財指定についてのご質問がございました。これにつきましては、いろいろ今話題になっている部分でもございますが、教育委員会としては所有者の意向を伺いながら調査の実施を検討していくと答弁としてございます。

4ページでございます。次のご質問の図書館の整備と障害者サービスということについてでございます。これについては、三田図書館などを今後の図書館の整備に当たりましては、図書館の役割も踏まえながら情報発信力、また集客力を備えた港区ならではの図書館づくりを進めていくということでございます。

障害者サービスにつきましては、4ページの下でございます。全ての図書館で障害の特性に応じたきめ細かなサービスを提供し、障害のある方の利用の拡大に向けた取り組みを推進していくという答弁をさせていただきます。

5ページです。みなと政策クラブの杉浦のりお議員でございます。副校長の職務負担の軽減についてご質問がございました。これにつきましては、公務のさらなるICT化、事務作業について軽減する取り組みを行うこととしております。また、退職した校長、副校長を非常勤教員として学校へ配置して、アドバイス等を行って負担軽減を図ってまいりますとしてございます。さらに、学校支援地域本部のコーディネーターの活用も含め、副校長の負担軽減には努めてまいるという答弁でございます。

6ページに移りまして、共産党議員団・風見議員でございます。奨学金についてのご質問がありました。これにつきましては、これまでも国への要望、給付金型制度の創設、返還猶予や免除など細かな対応をするということも質問を受けておりますが、従来どおりの主張でございまして、国への制度の充実は要望していきますよということ、給付型につきましては、現行の貸付制度を継続するという事です。またきめ細かな対応につきましては、もう既に柔軟できめ細かな対応をさせていただきますけれども、引き続き努めてまいるという答弁をさせていただきます。

7ページにいきまして、一人の声・阿部議員でございます。阿部議員からも泉岳寺の文化財に関して質問が出ております。これについては先ほどの林田議員と同様に、所有者の意向を伺いながら文化財の指定・登録について検討してまいりますという答弁でございます。

続いて、文化財を後世につなげていく必要があるということでお考えを尋ねております。新郷土資料館の例を取り上げながら、多くの方に港区の貴重な文化財への理解を深めて適切に後世に継承

されるよう努めてまいりますと答弁してございます。

8ページです。鈴木たかや議員からは、日本国民を育てていく教育という点でご質問がございました。これにつきましては、教育の目的を先に述べた上で、それを実現するためにはいろいろ取り組みをすることが大事だと言って、その考えのもとに国際理解教育を充実させていると答弁してございます。教科書採択に当たっても、教育の目的を踏まえて進めてまいりますと答弁してございます。

続いて、PTAや地域との連携についてご質問がございました。これについては、今年度開始しました学校支援地域本部事業の取り組み、来年度からの学校の実情に応じた学校単位の仕組みを整備していくことの答弁をいたしまして、最終的に多くの地域の人材が学校にかかわる仕組みづくりを進めていくとの答弁でございます。

9ページでございます。学校施設の安全性についての質問がございました。これにつきましては、正門へのオートロックですとか小学校の警備員の配置、このような事例を紹介しておりますが、警備員が一時離れる場合などの課題もありますよということです。改めまして学校の安全対策を徹底して、不審者等の侵入を防ぐ体制を強化してまいると答弁してございます。

続いて、児童数の増加による小学校の整備でございます。これは今年度、現地調査を実施したこと、あと、不足が見込まれる15校のうち12校が内部改修で対応が可能ということ、困難な3校のうち東町と高輪台小学校につきましては増築により対応をしております。芝浦小学校はそれが困難であるということで、新たな用地の確保の可能性も含めて受け入れの対応策を早急に検討するという答弁をしてございます。

10ページ、近藤議員から特別支援教育のご質問がありました。まず、特別支援教室のところでお答えしておりますが、現状をご説明した上で、中学校につきましては、小学校の特別支援教室の現状を踏まえて具体的に今後検討していくということでございます。学習支援員の体制についても、総合的に判断した上で適切に支援していくとしております。

次に、小学校の情緒障害固定学級の設置についてのご質問です。これにつきましては、現在の通級指導学級の成果を紹介した上で、今後につきましては学習支援員の配置もございまして、さまざまな支援体制を整備しながら、必要な支援を行っていくという答弁としてございます。

11ページです。特別支援教育の質の向上です。これにつきましては、校長の強いリーダーシップが大切であるとしております。教員がかかわっても指導や支援の手法これを継続させて、幼稚園から中学校卒業まで一貫性のある支援を行って充実させていくと答弁をしております。

沖島議員から赤羽小学校の急傾斜地の対策について質問がありました。これにつきましては来年度敷地内の調査を実施するとして、その結果を受け適切に整備していくと、安全確保のために整備をしていくという答弁でございます。

40人学級に反対することにつきましては、国の動向を注視しながら、特別区教育長会を通して要望することも含めて対応していくと答弁してございます。

12ページで、これについても児童の増加と学校の整備というご質問でございました。先ほどと

同様の答えでございますが、多目的室などの転用ということで対応が可能なこと、芝浦小学校は用地の確保も含めた検討をしていくという答弁でございます。

学校図書館の充実でリーディングアドバイザースタッフの関係についても、これも再三、この3点については質問が出ているところでございますが、同様の部分でございますけれども、研究する部分もでございますが、適切に対応していくという答弁でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○小島委員 杉浦議員の副校長の職務負担の軽減についての件ですが、それに対して教育長から答弁で、いろいろな内容で副校長の職務負担の軽減を図っていると答弁しています。校務のICT化や学校支援地域本部の充実のほか、退職校長・副校長を非常勤教員として学校に配置してありますが、退職校長・副校長の非常勤教員というのは、今はどの程度いらっしゃいますか。

○指導室長 退職の校長先生が今非常勤教員として勤務されているのは、今、教育センターに配属をされております5名と、つばさ教室に2名の退職校長の非常勤の先生が配置されております。

○小島委員 その先生方が副校長の職務負担の軽減にどうつながるのですか。

○指導室長 東京都は、非常勤教員という職は、管理職であろうとなかろうと本来は教員ですので、学校に配置して若手教員の指導に当たるというのが本来の趣旨です。しかし、退職の校長先生というのを考慮して、学校に配置するのではなくて、教育センターなどに配置するという、ある意味、原則に基づかない形での配置を東京都も認めていたところがこれまでの経緯でございます。

現在、副校長が多忙化をきわめていく中で、退職した管理職の活用ということが言われている中で、ほとんどの区が本区のように教育センター等で勤務させているところです。今後、学校に配置させていかなければいけないということで、今移行期間を設けています。ですので、現在お勤めの方々には引き続きセンターでお勤めいただきますけれども、平成32年度からは全て学校配置という考え方の中で進めるという東京都からの指示がございます。これから非常勤教員になられる管理職の先生方には、学校配置の上、副校長の補佐にあたってもらえるよう話しているところです。つけ加えてございます。指導室にあと2名退職の校長の、現在9名です。

○小島委員 そういう先生方の配置先は教育センターや教育委員会ですが、そこでも間接的には各学校を支援しているわけだから、そういう意味では校長・副校長の職務負担の軽減などのアドバイスをするには非常に役に立っているわけですね。

○指導室長 何かしら役に立っているかと思いますが、学校に配置すればより有効に機能すると思います。

○小島委員 平成32年ごろからそういう退職校長・副校長を学校に配置することが実現するわけですか。

○指導室長 東京都のほうでは、毎年20%ぐらいずつ徐々に学校配置にしていき、最終的に32年度のスタートのときには全員が学校配置となることを計画しています。ある程度の例外はございますけれども、学校配置を原則とするという流れでこの後も推移していくものと考えてございます。

○小島委員 退職校長・副校長が学校に配置された場合、副校長としては何か言いづらかったり、役に立つことがなく精神的に厳しくなってしまうのが心配です。

○綱川委員長 校長をされていた学校に戻ってきってしまうとやりにくいことはありますよね。今、教育センターにも、区外で校長だった方がいらっしゃいますから、そのような人事交流の中でうまく東京都も考えてくれると思います。

○指導室長 今おっしゃられていることについては、大変懸念されることであると考えています。これから制度が進んでいくにしたがって、教育長会等を通じて、退職した区以外への配置を認めるというようなことも、教育長を通じて教育長会のほうでご提案いただいているようなこともございます。

○小島委員 その点非常に微妙な問題を抱えていると思うので、きめ細かくやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

4 幼稚園保護者への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

○綱川委員長 次に、「幼稚園保護者への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 幼稚園保護者への寡婦（寡夫）控除のみなし適用についてご説明いたします。資料ナンバー4の1、ナンバー4の2でございますが、初めに、資料ナンバー4の2をご覧ください。これは区としての方針でございます。ひとり親世帯のうち、配偶者と死別または離婚した世帯につきましては税法上、寡婦（寡夫）控除がございまして税制面で優遇されており、さまざまな行政サービスにおいて負担が軽減されております。

一方で、ひとり親世帯の中でも婚姻歴がない場合については税法の適用はないことから、現状では利用者負担額に差が生じております。このため、区では、子どもの貧困への対応及び次世代を担う子どもの健全育成の観点から、婚姻歴のないひとり親家庭の経済的負担軽減及び子育て支援を一層推進することを目的に、当該世帯に対する税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施いたします。対象は婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者としたします。

区で対象となる事業でございますが、資料4の2の2ページに記載のとおり、保育園保育料、住宅使用料、区立幼稚園の保育料、私立幼稚園の就園奨励金補助金の4つでございます。実施時期は平成27年4月1日でございます。

それでは、資料のナンバー4の1をご覧ください。教育委員会に関する内容についてご説明します。

先ほど申し上げたとおり、区立幼稚園保育料と私立幼稚園就園奨励費補助金の2つの事業が対象となります。両事業では、保育料や補助金を算定する際は区民税の所得割額の課税額をもとに該当区分を判定しております。今回、該当する方に寡婦（寡夫）控除をしたとみなして適用した場合、その結果、ケースによっては判定をした区分の上位の区分に当てはまる場合が考えられるということで、その場合は区立幼稚園の保育料が減額あるいは私立幼稚園就園奨励金補助金が増額となると

いうことで支援をしてまいりたいということでございます。

今後の予定ですが、3月に資料4の2に基づいた区全体の方針につきまして、広報みなと等で周知してまいります。また、新年度各事業の手續をしていただく際に保護者へお知らせしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はありますか。

○小島委員 今、子どもの貧困というのが非常に問題になっていて、教育の機会均等あるいは、その偏りも教育を受ける範囲が狭まるということになると非常に大きな問題です。今回のこの措置は、大変よかったと思います。区内の婚姻歴のないひとり親の把握はしているのですか。

○庶務課長 把握というのは実はできておりません。ですので、資料4の2の4ページ、これはあくまでも想定ですけれども、例えば私立幼稚園でいけば今年度申請をした方でひとり親世帯で一定の所得が基準未満の方がお二人いたということです。ただし、このお二人が必ずしもそうなのかどうかというのは、実際はきちんとご本人に確認しないとわからないというところがございますが、これはあくまでも想定ですが、この上限と見ていただければ目安になるかと思います。

○小島委員 戸籍上はひとり親となる事実婚で婚姻届を出していないだけで、実際は結婚していて高収入の場合に、そういう人が適用を求めてきたらどうするのですか。

○庶務課長 住民基本台帳で確認するとともに、これ税法上の話ですので、所得は申告等しているかと思しますので、それに基づいて判断することになるかと思します。

○綱川委員長 今は、離婚していても同居して一緒に生活を続けている人もいらっしゃいますからね。

○小島委員 制度としては非常にいい制度ですが、悪用する人がいるのではと思います。

○庶務課長 あくまでも申告による課税がどういう状況になっているか、また、児童扶養手当の受給対象者というところでチェックし、それをもとに実施したいと思っております。

5 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○綱川委員長 次に、「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）につきまして、教育委員会資料ナンバー5の1から5の4によりご説明申し上げます。資料につきましては、港区幼児教育振興アクションプラン（素案）の本文、素案の概要、検討経過、改定スケジュールの4点でございます。

初めに、アクションプログラムの検討経過と改定スケジュールをご説明させていただきます。資料ナンバー5の3、5の4、検討経過とスケジュールをご覧ください。

アクションプログラムにつきましては、まず、検討スケジュールでございます。8月5日の第8回港区教育委員会定例会でご決定いただいた方針に基づきまして改定しておりました。改定に当た

りましては、8名で構成した港区幼児教育振興アクションプログラム検討委員会を3回開催し、改定に取り組んでまいりました。

検討委員会ではアンケート調査の結果、そして平成24年度からの3年間のアクションプログラムの取組の成果を検証することで、現状や課題の抽出を行いまして、今後の取組について検討してまいりました。

今後の予定ですけれども、本日、素案を報告させていただいた後、12月22日に庁議を実施いたします。1月13日の教育委員会で素案をご審議いただき、区民文教常任委員会報告後、2月1日からパブリックコメントを行う予定です。いただいたご意見を反映したプログラム案を第4回の検討委員会で、3月上旬開催の教育委員会でご審議いただく予定にしております。

アクションプログラムの全体構成ですけれども、素案本文の概要につきまして、概要を中心にご説明させていただきます。5の2の概要版をご覧ください。アクションプログラムにつきましては、公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育のさらなる充実を目指す総合的な行動計画としてございます。アクションプログラムは3章の構成といたしました。

第1章は、改定に当たりまして、前提となる国や都の状況、港区のこれまでの取り組みや最新の状況としての小学校入学前教育カリキュラムの策定による保幼小の連携などを記載いたしました。

アクションプログラムの改定につきましては、平成26年2月に策定した中長期的な公私立幼稚園全体での幼稚園教育振興の新たな指針を定めた港区幼稚園教育振興方針、また港区教育ビジョンの基本理念に基づくとともに、社会状況の変化、ニーズ等を踏まえ策定方向性を定めてまいりました。このプログラムの具体的な取り組みを27年度から32年度までの6年計画で進め、中間年に当たる29年度に見直しを行います。

第2章はアクションプログラムの取組です。申しわけありません。概要版の記載に間違いがありますのでご訂正をお願いします。体系の基本姿勢の、幼稚園教育を希望する幼児を受け入れるための環境の整備推進が正しい表記です。

素案の6ページをお開きください。初めに基本的な考え方を記載してございます。

港区では幼児期にふさわしい経験を十分にできるようにすることを重要と考えまして、幼児の生活に豊かな学びを保障することを幼児期の教育の推進理念としております。幼児にとって園生活は豊かな体験を得る場で、アクションプログラムは幼稚園教育要領の環境を通して行う教育を踏まえ、幼稚園、保育園、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、6つの基本方針に沿って幼児教育の質を向上してまいります。

7ページからの取り組みの体系ですけれども、6つの基本方針に基づき取り組んでまいります。今回新たに基本方針に加えたのは国際化に対応した取組でございます。

続きまして、取り組みの推進は8ページからでございます。アクションプログラムの改定に当たりまして、新たな取組の特徴的な内容を中心にご説明させていただきます。

まず8ページの小学校入学前教育の充実でございますけれども、発達や学びの幼児期の育ちや学びが小学校以降の学びにつながるように学びの自立、生活上の自立、精神的な自立の3つの自立を

養うため、小学校入学前教育カリキュラムを活用した取組を進めてまいります。また、保・幼小の連携による教員等の指導力向上や相互の理解を深める交流活動を進めてまいります。

取組の2ですけれども11ページをお開きください。特別支援教育の充実でございます。

特別な支援が必要な幼児が増加傾向にある中、一人一人の幼児の実態に合わせた対応が必要でございます。家庭や医療、福祉などの関係機関と連携した取組の充実を図るとともに、小学校の円滑な接続のために就学支援等を活用してまいります。

続きまして13ページをお開きください。家庭や地域との連携の推進です。子どもたちが家庭や地域で伸び伸びと育まれる環境が必要なことから、地域におけるさまざまな知識や経験を持つ人材を活用するために、学校支援地域本部事業との連携を図るとともに、家庭教育の重要性や小学校への円滑な接続を掲載しました家庭用リーフレットを配布するなど、家庭や地域における幼児教育の充実を目指します。

続きまして15ページから16ページになります。公私立幼稚園の連携、幼稚園の受け入れ体制の充実でございます。

区の人口推計により、平成37年まで年少人口の増加が予想される中、3・4・5歳児の受入数が不足する推計となっております。このことから、今年、子ども・子育て支援新制度による事業計画とともに、新たに3・4・5歳児とも定員増に取り組む計画を計上しております。今後とも、港区公私立幼稚園連絡協議会を開催する中で幼児人口の動向等を確認し、公私立幼稚園全体で受け入れ体制の充実に取り組んでまいります。

18ページをご覧ください。公私立幼稚園の保護者負担の格差是正です。区立幼稚園、私立幼稚園の保護者負担について格差が生じていることから、保護者が幼稚園の幅広い選択ができるよう区立幼稚園保育料の見直しとともに、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金につきましては、平成27年度から段階的に増額してまいります。

続きまして20ページから21ページをご覧ください。安全安心対策の推進です。港区ではこの間、自然災害、犯罪から幼児を守るために防犯訓練、防災訓練を初め公私立幼稚園全園に折りたたみ式ヘルメットを配布しているほか、パトロールや緊急メール配信システム導入に取り組みました。区立幼稚園では、防災計画や危機管理マニュアルなど全園で策定し適宜見直し行っています。私立幼稚園に対しましても、区立幼稚園と同様に策定できるよう支援してまいります。

続きまして22ページをご覧ください。幼稚園の施設整備の推進です。区立幼稚園で築30年以上の園舎が12園中6園あります。幼児人口の増加への対応として園舎の増築改修に取り組みますが、今後は老朽化に伴う施設整備の推進にも取り組めます。私立幼稚園については今後、園舎の改修工事が集中する場合に、港区や東京都の助成の制度が利用できることをさらに周知し、利用の促進を図ってまいります。

最後に26ページから27ページをご覧ください。国際化に対応した取組でございます。港区では、どの園にも外国籍の幼児や異なる文化的背景を持つ幼児が入園しております。そのような特性を生かすためにも、園内に外国籍の保護者の協力や地域の人材、地域の資源を活用して外国人と触

れ合う時間の場を充実することにより、相手を理解しようとする態度や自分の考えが相手に伝わるよう表現ができる力の育成に取り組んでまいります。

また国際感覚を身につけるための教育研修の取組に幼児や保護者に対する理解を柔軟な対応ができる教員の資質向上を図ってまいります。

第3章につきましては、アクションプログラムの推進について記載してございます。

説明は以上でございます。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○**小島委員** 3歳児、4歳児、5歳児いずれも幼稚園に行きたい子どもは公私立で受け入れ、幼稚園に行きたい子が行けないということはないという前提で考えるべきであり、そうした場合に、17ページの、3年保育の充実に向けた計画数が年度ごとに書いてありますが、これで本当に幼稚園に行きたい子どもが全員幼稚園に受け入れられるのかという不安を持っていますが、これでいいのですか。

○**教育政策担当課長** 幼児の推計につきましては、この間、子ども・子育て支援制度の事業計画の量の見込みでも出しておりますけれども、また幼稚園教育振興基本方針の中でも、幼稚園の就園希望幼児数というのを出すために過去の実績等を勘案して、また今後の港区の人口推計を入れた形で数字を出してございます。その数字を5年計画ですけれども子ども・子育て支援制度、その中で達成できるような形で今回分園も含む、それは公私立幼稚園どちらでも両方で充実をしていくというような中身で、双方で協議してこの計画を出しているものです。

○**小島委員** 公私立が一緒になって港区の幼児教育をやっていこうということで、教育委員会としても港区の私立幼稚園に対する補助や私立幼稚園連合会への補助、保護者への補助金交付と、かなり充実して行っています。そういう背景から言っても、私立幼稚園を圧迫しない範囲で、何とか公立幼稚園の3歳児を増やししながら、幼稚園に行きたい子どもは公私立で受けとめるのだということで頑張っていたきたいと思います。

○**澤委員** 港区の中では区立と私立の中学校の連携はほとんど聞いたこともないですが、幼稚園の場合にはある程度協力して良い幼児教育をしようとしていますよね。方向性としてはすごく大切なところですよ。例えば教員の資質及び専門性の向上という点で、区立と私立の幼稚園の先生方が連携してというのを実際にスタートしているのですか。

○**指導室長** 今策定中の小学校入学前教育カリキュラムにつきましては、来る2月には説明会、シンポジウムを予定してございます。その際には私立幼稚園、公私立保育園も含めた公私立幼稚園の先生方にもおいでいただいて、一緒に考えていったら思っているところでございます。ただなかなか、まだ私立幼稚園の研修の体系と公立幼稚園の研修の体系というのは全く別のものでこれまで推移してきておりますので、今度の来年2月のシンポジウムをきっかけに、少しずつそういう部分も一緒にできるようにという、そういう方向でこれから考えていければと考えております。

○**小島委員** 先生の数ですが、この間、周年行事で伺った南山幼稚園は、先生4人の幼稚園でした。幼児教育を充実するためには、もう少し教員の数を増やせないものかと思いますが、いかがですか。

○指導室長 当然、講師であったりとか障害の有無にかかわって介添え員がついたりとか、そういった形で全く、園長、副園長、担任2人の4名だけということではなく、さまざまな幼稚園教育に携わる大人はついてございます。

○小島委員 あと、国際化で幼稚園にもNT教員が配置される可能性もあるのですか。

○指導室長 実際にまだ具体化はされてございません。NTという形かどうかはわかりませんが、外国籍またはそういった文化的背景を持つ方をボランティア等でまず幼稚園に入ってもらい、また保護者の協力者等に入ってもらい、少しずつそういう体制をつくっていければと考えてございます。

○綱川委員長 それでは、この案件はよろしいですか。

6 平成27年度以降の箱根ニコニコ高原学園の児童受入れについて

○綱川委員長 次に、「平成27年度以降の箱根ニコニコ高原学園の児童受入れについて」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、平成27年度以降の箱根ニコニコ高原学園の児童受入れについてご説明をさせていただきます。

資料の6をご覧ください。まず、1、概要でございます。旅館業営業許可上の定員は、140名でございますが、平成27年度以降、港南小学校と芝浦小学校の児童数が、この定員を超過することが推計上見込まれております。これは平成31年度までの予測でございます。具体的にはその下でございますけれども、平成27年度には港南小学校の5年生が157名という予測でございます。明らかに140名を超えてしまいます。平成28年度の6年生、これは移動教室ですけれども、同じ人数で157名でございます。それから平成29年度になりますと芝浦小学校5年生が177名と予測されております。その前の年が124名でございますので、50名以上増えるということでございます。平成30年度の6年生は同じ人数で177名です。なお、平成31年度までですが、この2校以外で定員超過はございません。

その次、2番目、検討内容でございますけれども箱根高原学園運営委員会、これは夏季学園や移動教室の実施について検討する場でございます。学務課長とあと5人の校長先生で構成されております。こちらの委員会で3つの案を検討いたしました。最初に、一番上の学園の増改築案でございます。学園には4つのプレイスペースがございますが、こちらを改修して増員可能かどうかを検討いたしました。二、三十人の増員は可能ですが、その後の児童数の増加を考えますと、やはりこういう小規模な改修ではなくて、プレハブ校舎を建てたり、今もトイレや浴室が足りないということがございますので、食堂も含めて増築が必要だということわかりました。しかし、こうした改修、増築は、コストがかかるだけではなく、プレイスペースがなくなったり、グラウンドの面積が狭まったりすることにより、この2校以外の学校にとっては教育環境の悪化につながりますので、この案を検討した結果、ちょっと難しいだろうという結論に至りました。

それからその下です、3番目。他施設の利用ということで、ニコニコ高原学園と同様な施

設を利用する案を検討いたしました。校長先生に施設をピックアップしていただきまして、実際に視察も行きましたが、やはり施設が古いとか他の学校と共同利用しないといけないとか、あるいは食事の量が少ない、エアコンが自由に使えないとかそういった課題がありまして、これも代替としては難しいということになりました。

残ったのが2分割実施案です。他区で2分割した経験のある校長先生がいらっしゃいましたので、それは可能だということになりましたが、ただし、校長不在の期間が増えるとか引率教員の配置、事前準備で学校の負担が大きくなるとか、様々な課題もあるため、この辺をどうしたらいいのかということを検討いたしました。

最後は、今後の対応とでございます。結論としては、2回に分けて実施することといたします。ただし、2回に分けて実施する学校については、日程を調整して、できるだけ学校の負担の軽減を図ることといたしました。

さらに、第1グループと第2グループですが、全く分かれていると一体感がなくなってしまうため、くっつけて、できれば引継式を行うべきという意見もございました。細かいことは今後検討することになりますけれども、結論としては、夏季学園や移動教室の2分割実施ということでございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

先ほど、一体感とありましたが、小学校の場合は修学旅行に今は行かないので、修学旅行のように感じている場合もあると思いますね。あと学校の先生の負担にも十分に配慮してやっていただければと思います。

よろしいですか。

(異議なし)

○綱川委員長 教育長は公務のため退席いたします。

7 平成27年度港区立幼稚園園児募集結果について

○綱川委員長 次に、「平成27年度港区立幼稚園園児募集結果について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、平成27年度の区立幼稚園の園児募集結果についてご説明をさせていただきます。

まず、全体の合計でございますけれども、定員のところを見ていただきますと654名、応募人数のところを下にずっと見ていただくと527名、昨年度と比べますと24名の減となっております。

年齢別集計ですけれども、3歳児が募集定員のほうが294名、応募人数が379名、約1.3倍となりまして、85名の待機が出ております。4歳児でございますが、募集定員が310名に対

して応募人数は146名、これは全入となっております。それから5歳児でございます。募集定員が50名で実際の応募人数が2名です。抽選となったところは右に抽選と書いてございます。

来年度3歳児を新設あるいは増員する園でございますけれども、上から見ていただいて三光幼稚園です。3歳児が20名の新設でございますが、次に抽選かどうかを見ると抽選にはなっておりません。次に、南山幼稚園は3歳児20名の新設でございますが、これは抽選となっております。それから中之町幼稚園、3歳児10名の増です。こちらは抽選となっております。非抽選でございます。それから、にじのはし幼稚園ですけれども、今年度は抽選となっております。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○小島委員 3歳児は抽選が7園で、ほとんどの園で抽選になっていますね。これをどのように考えるかですね。今後、先ほどの質問と同じようにいろいろ私立幼稚園とよくネゴシエーションしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○綱川委員長 中之町幼稚園はやはり仮園舎の影響があるのですか。

○学務課長 これで終わりではなくて、12月9日から追加受け付けを開始しております。2次抽選は12月11日でございますけれども、中之町幼稚園を含め、3歳は全て埋まりそうです。なお、仮園舎の影響はないと考えております。

8 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○綱川委員長 次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、幼児・児童・生徒の事故発生状況についてご説明させていただきます。

資料8をご覧ください。1ページ目をご覧ください。今年度の4月から8月までの総括表でございます。事故発生件数、一番右の計でございますけれども、授業中、課外授業中含めて合計10件でございます。

それでは、けがの程度の重いものを中心にご説明をさせていただきます。

まず一番上の1番目でございます。高松中学校、右股関節剥離骨折です。今回最長の入院で37日間ということでございます。これは手術してボルトを入れるのですけれども、ボルトの周りの組織のつきが悪かったということで、予想外に延びたものでございます。内容としては、100メートル走の練習中に転倒し、骨折したものです。再発防止策でございますけれども、本人に注意を促したというところでございます。

次に、3番目でございますけれども青南幼稚園です。右腕尺骨骨折・橈骨湾曲右手小指感覚傷害でございます。入院が4日間、小さい子なので大事をとったということです。骨と骨をボルトで固定する手術をしたということで、入院が長めになりました。内容としては、被災幼児が低鉄棒に足をかけていたところ、バランスを崩して右の手首から転落したということでございます。再発防止策としては遊具の遊び方について注意を促したということでございます。

次に、5番目でございます。白金小学校ですけれども、右手首骨折、入院が3日間、骨と骨との定着が悪かったということで3日間ということです。内容としてはロープの登り棒、これは数本の

棒の間にネットを張って登れるようにしているものですが、この登り棒で遊んでいて、ネットから足を抜いて着地しようとしたところ、左足が抜けずに右手で落ちたという事故でございます。対応としては各学級で遊びの約束事を再確認したというところでございます。

それから8番目、一番下でございますけれども三田中学校、強い脳震とうで入院3日、頭なので大事をとったということでした。内容は、棒倒しでバランスを崩して後ろ向きに転倒し、救急車で搬送されたということです。対応としては、副校長が全職員を集めて生徒同士の接触事故防止について注意を促したということでございます。

めくっていただきます。さらに10番目でございますが、高松中学校で左足脛骨骨折です。入院14日間、骨と骨の定着が悪かったということでございます。内容ですが、ランチルームに移動する際に、被災生徒が加害生徒をからかったところ、怒った加害生徒が後ろ向きに被災生徒を倒して、その際被災生徒が右足に痛みを感じたということでございます。対応としては、朝礼で全校生徒に注意を促し、教職員にはフロア巡回の徹底を指示したということでございます。

その後の2つ、11、12は追加分、1月から3月の追加分でございます。後で判明した分です。引っかけ傷と右足首の骨折の事案でございます。

めくっていただきまして4ページでございますけれども、これは追加分を加えた上での訂正版でございます。平成25年度が、追加分を入れると32件ということで、平成24年度と同じ数となっております。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。よろしいですか。

9 生涯学習推進課の11月事業実績について

10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

11 生涯学習推進課の1月事業予定について

12 図書館・郷土資料館の11月行事実績について

13 図書館の11月分利用実績について

14 図書館・郷土資料館の1月行事予定について

○綱川委員長 次に、「生涯学習推進課の11月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「生涯学習推進課の1月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の11月行事実績について」、「図書館の11月分利用実績について」、「図書館・郷土資料館の1月行事予定について」、この6件については、資料配布のみとさせていただきます。

15 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について

○綱川委員長 次に、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 これは報告事項1、2の庶務課長の報告に類するものでございまして、概要について

の説明でございます。資料ナンバー15をご覧ください。

港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についての概要でございます。本件は、港区職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴いまして、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、同規則で、休職中の昇給について定めているところでございますけれども、休職等の項目の中に配偶者同行休業を新たに加え、配偶者同行休業中の者は昇給を行わないとするものでございます。

本条例につきましては、先ほど申し上げたとおり当初第4回定例区議会で議決した後にご審議いただく予定でございましたが、区議会が延長になったため本日は概要のみを説明し、同条例を議決した後、持ち回り審議とさせていただきます。施行期日は公布の日といたします。

以上、甚だ簡単でございますがよろしく願いいたします。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。

16 平成27年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○綱川委員長 続きまして、ちょっと日程のことなので16番の資料をご覧ください。平成27年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日についてということで、室長、かいつまんでお願いします。

○指導室長 では、平成27年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業について資料ナンバー16でご説明いたします。

例年、幼稚園、小学校、中学校、全て同じ日に入園式・入学式、修了式・卒業式を設定しているところでございますが、来年度の白金の丘学園小学校及び白金の丘学園中学校の開校がございます関係で、資料のとおり、白金の丘学園の入学式が1日遅れまして4月7日、白金の丘学園の中学校が4月7日の午後という形に設定させていただいております。そのほかは例年と同じ規則に基づいての実施ということで、今回お示しするものでございます。

なお、土曜授業につきましても、そちらに書いてございますように、第1土曜日、第3土曜日を原則として全部で18回設定し、各学校の学校行事また地域行事等を勘案して、各学校が18回を目途に土曜授業を行う日を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 土曜授業については各校の実態に合わせて変わるという場合があるのでということで注意書きがありますので、よろしくをお願いします。

17 1月指導室事業予定について

○綱川委員長 次に、「1月の指導室事業予定について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 では、1月の指導室予定について資料ナンバー17に基づきましてご説明いたします。教育委員の先生方には、研究発表会が1月の後半幾つかございますので、お時間がございましたら

ご参加またご指導、ご助言をいただければと思います。1月23日が赤羽小学校、そして1月の29日が六本木中学校、1月30日が本村小学校でございます。それぞれ国語、人権、理科。生活科という内容で実施する予定でございます。

以上、簡単でございますがご承認をお願いします。

○小島委員 30日の東京大学の特任教授の先生による「自然から学び、科学的に考える新しい理科教育」という講演会に興味がありますが、どんな内容ですか。

○指導室長 申しわけありませんが、まだ演題について決まっておりません。今後こちらできちんと調べてご報告できるようにいたしますけれども、理科・生活科を通じてですので、問題解決的な内容、科学的な思考力、表現力ということに特化して、理科を中心にこの先生からご講演いただくことだと考えてございます。

「閉 会」

○綱川委員長 本日予定していた案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他ございますか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回の定例会は、1月13日、午前10時から開会予定です。よろしくをお願いします。

それでは、お疲れさまでした。

(午後6時32分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱 川 智 久

港区教育委員会委員 小 池 眞喜夫